大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満 了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 (仮称)津山インター河辺モール所在地 津山市河辺字白坪九○三ほか
  - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 末沢建設株式会社住所 津山市押入一二一九一七代表者の氏名 代表取締役 末沢 由博
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
    - (1) 名称 株式会社エスマート住所 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目三〇三代表者の氏名 代表取締役社長 矢野 弘之
    - (2) 名称 株式会社ザグザグ住所 岡山市中区清水三六九-二代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋
    - (3) その他(未定)
  - 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十三年一月十五日
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千八十平方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の収容台数 百二十二台
    - (2) 駐輪場の収容台数 七十一台
    - (3) 荷さばき施設の面積 二百五十四・○平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十八・九立方メートル
  - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
    - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
    - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ア 荷さばき施設一 午前六時から午後八時まで
  - イ 荷さばき施設二及び三 午前九時から午前十時まで
  - ウ 荷さばき施設四 午前七時から午前八時まで
- 二 届出年月日 平成二十二年五月十四日
- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間 平成二十二年五月二十一日から平成二十二年九月二十一日まで
  - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び津山市経済文化部産業支援課